

「考えられる裁判員制度の概要について」の説明

平成15年10月28日

裁判員制度・刑事検討会

座長 井上正仁

第1 作成の経緯

先の検討会でもご了解いただいたように、司法制度改革推進本部事務局においては、9月の検討会でたたき台を素材とした第2巡目の議論が終了したことを受けて、次のステップとして、骨格案を作成する作業を進めてこられたものと承知しておりますが、今般、現時点において骨格案を出すことは時期尚早であると考えられるので、なおしばらく見合わせると判断されたとのことであります。

そのような予定の変更を受けて、検討会の座長として、検討会の今後の進め方について事務局ともご相談した結果、これまでのたたき台については、これを素材とした議論を既に相当程度積み重ねてきたところでありますので、今後、更に議論を進めるためには、何らかの新たな素材が必要ではないかと思われることから、これまで検討会において積み重ねてきた議論を踏まえて、座長としての立場で、現段階において考えられる裁判員制度等の概要の一例を作成し、検討会において、これを素材として更に議論を深めていただいております。考えるにいたりしました。

このような予定の変更と座長としての対応措置の決定については、本来、検討会を開き、ご協議いただくべきところではありましたが、それだけのために、それぞれお忙しい委員のみなさんにお集まりいただくのもどうかと考え、持ち回りの形でみなさんのご意見をお聴きしたところ、委員のみなさんも、このような予定の変更を了承されるとともに、座長として、いま申したような対応をすることについて賛同していただきましたので、急いで、それぞれ「考えられる裁判員制度の概要について」及び「考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について」と題する2つのペーパーを用意させていただいた次第です。

なお、検察審査会制度についても、同じ趣旨でペーパーを用意させていただくつもりでありましたが、本日までには間に合いませんでしたので、次回の会合

までには作成し、お示ししたいと考えております。

誤解のないように付言させていただきますと、これらのペーパーは、私自身の考えや選択も加わっているという意味で、検討会におけるこれまでの議論の結果を単に整理しただけのものではなく、しかしまた、検討会でのこれまでの議論やたたき台を踏まえているという意味で、私個人の元々からの考えそのものというわけでもありません。また、検討会としての案でないことはいうまでもなく、これまでのたたき台同様、あくまで検討会での今後の議論の素材としていただくためのものです。ご承知のように、検討会は、事務局と一体となって制度の立案のため必要な検討を行っているわけですので、検討会自身として何らかの提言をとりまとめるといったことは予定していず、従って、これらのペーパーを基に、例えば検討会案のようなものを作成するというようなことは全く考えておりません。

本日は、まず、「考えられる裁判員制度の概要について」と題するペーパーの方から、ご説明させていただきます。

第2 全体の構成について

このペーパーの全体の構成は、基本的に、事務局が作成した「裁判員制度について」のたたき台の構成に従っています。検討会における特に第2巡目の議論は、このたたき台を素材とし、その項目に沿って行われてきましたので、今回座長としてお示しする案の内容も、たたき台をベースにして作成いたしました。

今回の案をお示しするにあたり、たたき台の内容を変更した部分、あるいは、たたき台では選択肢の形で示されていた点について一つに絞ったり、まとめた部分がありますので、それらの点については、分かりやすいように、赤字で記載してあります。

お示した案の内容をすべて網羅的にご説明することは、時間的にも困難ですので、以下では、赤字で記載した部分を中心に、順次説明させていただくことにいたします。

第3 内容の説明

1 「1 基本構造」について

まず、1頁、「1 基本構造」の(1)の部分は、たたき台とは項目立てを変えて、(1)を「合議体の構成」という項目とし、その下に、「ア 裁判官の員数」、「イ 裁判員の員数」という小項目を立てました。検討会では、裁判官の員数と裁判員の員数を分けて議論してきましたので、それに合わせた項目立てとしたものです。

(1) 裁判官の員数

そのうち、「ア 裁判官の員数」につきましては、「裁判官の員数は、3人とするものとする。」としております。この点につきましては、検討会においてかなり時間をかけて議論をいたしました。裁判官は3人とすべきであるというご意見が大勢であったといえます。

もちろん、裁判官は1人ないし2人とすべきであるとするご意見もあったことはご承知のとおりで、その理由として、一つには、新たに裁判員が加わる制度を採用するのであるから、裁判官だけで裁判を行っている現行法の員数を所与の前提とせず、新しい発想で制度設計をすべきであるということが挙げられました。

新たな制度なのだから既存の制度を所与の前提とすべきでないというのは、その限りでは成り立つ考え方のようにも思えますが、しかし、そうであるからといって直ちに、裁判官は3人ではなく1人又は2人で足りる、あるいは、1人又は2人とすべきである、という結論は導けないのでありまして、少なくともこれまでの議論では、その点につき、そのような結論を導けるだけの積極的かつ実質的な理由が十分示されたかは疑問です。

確かに、裁判員制度は国民が自律的・主体的に裁判に参加する制度であり、そこで裁判官に求められているのは、プロとしての知識・経験を提供し、裁判員を補助することであるから、経験10年以上の裁判官であれば、一人でもその役割を十分に果たすことが可能であるというご意見はありました。このご意見は、裁判員が中心となって判断をし、裁判官はサポート役としてこれを支えるという制度イメージに立っておられるようですが、しかし、審議会意見書は、ご承

知のように、「裁判官と裁判員が責任を分担しつつ、法律専門家である裁判官と非法律家である裁判員とが相互のコミュニケーションを通じてそれぞれの知識・経験を共有し、その成果を裁判内容に反映すること」、「裁判官と裁判員との相互のコミュニケーションによる知識・経験の共有というプロセス」に裁判員制度の意義があると指摘しております(103頁)。このように、審議会意見は、「裁判官と裁判員との相互のコミュニケーション」、「知識・経験の共有」ということを強調しているのでありまして、そこでは、裁判官と裁判員のどちらか一方が中心あるいは主役というのではなく、裁判官と裁判員のいずれもが主役であり、それぞれ異なるバックグラウンドを持ちながらも、対等な立場で、かつ相互にコミュニケーションを取ることにより、それぞれの異なった知識・経験を有効に組み合わせながら、協働して裁判を行うという制度が構想されているものと考えられます。

しかも、いかに新たな裁判員制度を導入するといいましても、それは全体としての裁判制度の一部を構成するものになるわけですから、裁判制度全体としての整合性が取れたものとする必要があります。その観点からは、後で述べますように、最も重大な範疇の罪の事件を裁判員制度の対象としつつ、法定合議事件の一定部分は現行どおり裁判官のみの合議体で裁判するというを前提とする場合、最も重大な範疇の罪の事件を担当する裁判体の裁判官を1人又は2人とするのは、それよりは軽い罪の事件が裁判官3人で構成される裁判体によって裁かれることとバランスを失することになり、適当でないと思われれます。検討会の議論でも、何人かの方々から同様のご指摘がありました。

現行の制度で、最も法定刑の重い範疇の罪が必ず3人の裁判官の合議体で裁判しなければならない法定合議事件とされているのは、そのような事件の場合には、事実問題についても法律問題についても裁判所による判断が死刑や無期ないし長期の自由刑という重大な刑罰に結びつき得るので、3人の裁判官の専門的知識・経験を持ち寄ることにより、より適正な判断がなされることを確保しようとしたものと考えられます。それらの最も法定刑の重い範疇の罪の多く——その中でも死刑・無期刑など特に重い刑に当たる罪——が新たに裁判員の加わる裁判体によって裁かれることになっても、少なくとも法律判断や訴訟手続上の判断——さらに、憲法判断が必要とされる場合には憲法判断——は、

裁判官が行うことに変わりはないのに、その裁判官の数が現在より少なくてもよい、あるいは少なくすべきだというのは、理に悖るように思われます。そういう結論を導くには、それを正当化できるだけのよほど確固とした理由がなければなりません。しかし、検討会におけるこれまでの議論では、そのような理由が示されたとは思えないのです。

その上、これまでの検討会でもご指摘のありましたように、裁判官をもし1人としますと、後に評決要件のところでも述べますように、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成することを評決のための必要条件とすることとの関係で、その1人の裁判官のみの意見で結論を左右することが可能になり、せっかく裁判員が加わって裁判する意味、あるいはさらに、重大な事件なので合議体で裁判することにしている意味すら、薄れさせることにもなるように思われます。

また、裁判官を2人とした場合には、裁判官の判断事項について裁判官2人の意見が分かれたときの解決に窮することになるという点も、見逃せません。この点については、そのような場合、裁判長の判断による、あるいは、被告人に有利な結論を採る、ということにすればよいというご意見もありました。しかし、裁判長の判断によることに対しては、裁判官は合議体の一員である場合も、それぞれが独立し、対等の立場で、法と自己の良心に従って意見を述べ合い、それを通じて合議体としての意思を形成するということが想定されているのに、ある地位にいる者の意見が結局は常に優先されるといった制度を採るのは、そのような基本的想定に反し、裁判官の独立に重大な悪影響を及ぼすというご指摘がありました。また、被告人に有利な結論を採るということに対しても、法令解釈や訴訟手続上の判断には、いずれの結論が被告人に有利なものであるか決し難い場合があるというご指摘などがありました。私としても、これらのご指摘には十分な理由があり、それら2通りの解決方法はいずれも妥当でないと考えた次第です。

(2) 裁判員の員数

次に、裁判員の員数については、「裁判員の員数は、4人とするものとする。ただし、検討会における議論を踏まえると、5人ないし6人とすることも考えられるので、なお検討を要する。」としました。

この点についても、これまでの検討会で非常に活発な議論が行われ、様々なご意見が述べられたところであります。それらのご意見の結論部分は、大きく3つのグループに整理できると思います。一つめは、裁判官3人に対し同数程度、あるいは3ないし4人の裁判員というご意見、二つめは、裁判員は5ないし6人というご意見、そして三つめは、裁判員は9ないし12人というご意見です。これらの中では、最初のご意見が相対的多数であったと思います。

各委員のご意見の理由は多岐にわたりますので、ここで逐一言及することはできませんが、私としては、検討会の議論でも何人かの方々からご指摘のあったとおり、合議体の構成員による評議の実効性を確保するという観点からも、また、一人一人の裁判員が責任感と集中力を持って裁判に主体的・実質的に関与することを確保するという観点からも、合議体全体の人数をあまり多数とすることは適当ではないと考えます。

特に、審議会意見が求めているように、評議によって産み出される判決においては、単に結論だけでなく、その結論に至る実質的な理由を示さなければなりません。そのためには、評議においては、判決の理由についても突っ込んだ意見のやり取りをし、できる限り全員の合意を得る — あるいは、少なくとも、多数の意見が一致する — までの詰めを行う、ということが必要であるわけで、そのような実質を伴う評議を行うことができる人数には自ずから限界があると思われるのです。

この点で、裁判員制度の場合の判決書は、現在のように詳密なものでなくてもよいし、また實際上そうはなり得ないというご意見もありました。しかし、裁判員制度の下でも、判決理由の書き方や詳細さの程度に違いが生じることはあっても、判決の結論に至る事実認定や推論の道筋が実質的に示されていることは必須であり、審議会意見書が「裁判員が関与する場合でも、判決書の内容は、裁判官のみによる裁判の場合と基本的に同様のものと」すべきであるとしているのは、まさにそのような趣旨だといえます。

いま一つ忘れられがちな点を付け加えておきますと、後述のように、裁判員の加わった裁判体による有罪・無罪の判決に対しても控訴を認め、裁判官のみで構成される控訴審裁判所がこれを審査して、その判決に誤りがあると認めるときはこれを破棄することができることとするとして、そのような制度が正当化さ

れる理由は、検討会で議論した限りでは、控訴審裁判所が行うのは第一審と同じような裁判を全く新たにやり直すことではなく、あくまで第一審裁判所の判決を前提として、その内容に誤りがないかどうかを記録に照らして事後的に点検するという事後審査であるから、性質上、それを行うのに適しているのは裁判官のみの合議体だといえるし、そのような合議体に事後的な点検を行わせることは、裁判員の加わった裁判体の判断をないがしろにするものではない、という点に求めるほかにないように私には思われるわけです。そして、そのような事後的な審査を可能にするためには、第一審裁判所の判決において、基本的な事実関係や争点について、どのような証拠をどう評価して、どのような事実があった、あるいはなかったと推認したのか、そして、そのようにして認定された数々の事実からどのような推論を経て最終的な結論を導いたのか、といった事実認定ないし推論の道筋が明示されていることが必要だと考えられます。そうであればじめて、記録と照らして、その道筋に誤りがあったかどうかを点検することができるのであります。そうではなく、控訴審裁判所がもっぱら記録だけを頼りに審判する場合には、控訴審裁判所としては、その記録を調べて独自の心証を形成し、その心証に照らして第一審裁判所の判決の結論が合致していれば原判決を維持するが、合致していなければ破棄するという以外にやりようがなく、結局、実質的には、全く新たに裁判を——しかも、基本的には記録のみに基づいて——やり直しているのと同じことになってしまうと思われるのです。

両当事者にとっても、どういう理由で判決の結論が導かれたのか、自分たちの主張についてどのように判断されたのかが明示されていた方が、納得し易いですし、特に被告人側又は検察側が、第一審裁判所の判決に不服があり、控訴を申し立てようとする場合、そのような事実認定ないし推論の道筋が明示されていなければ、控訴の理由となる問題点を摘示することは難しくなると考えられます。

この評議の実効性という点については、例えば、12人で構成される英米の陪審やフランスの参審などでも、評議における議論は活発になされているという声も聞きます。しかし、英米の陪審の場合、有罪・無罪の結論のみを評決して答申すればよく、かつ、それに対する事実誤認を理由とする上訴も認められていませんので、評議における議論は活発になされるとしても、いま申したほど精

度の高い詰めまで行う必要はなく、実際にも、そこまでの詰めは行っていない——また、行うのは極めて困難である——というのが、いろいろな実録のようなものなどから私が得た印象です。素人の参審員(9名)だけでなく職業裁判官3名が入るフランスの参審の場合も、判決の内容は、端的に被告人が——例えば殺人の起訴事実につき——有罪かどうかを問う設問か、それを多少分解して——被告人は被害者に対して暴行を加えたかどうか、その暴行が被害者の死の原因となったかどうか、被告人には被害者を殺害する意図があったかどうか、といった——いたって大づかみな設問を立てて、無記名投票により多数決で決定することになっており、また、有罪判決に対しては事実誤認を理由とする上訴が認められているといっても、そのような上訴があったときは、新たな合議体により裁判をもう一度やり直すことになっていますので、そこでの評議についても、多少の程度の差はあれ、同じようなことがいえるのではないかと思います。現に、参審事件の裁判長を務めるパリ重罪法院の部長判事から何年か前にお話をうかがったときも、評議は12人の意見を一致させることを目指して行うのではなく、各構成員が設問に対する投票が行えるまでに至ったと認められれば評議は打ち切られると述べておられました。判決の宣告においては、各設問に対する評決の結果が告げられ、有罪・無罪の結論と有罪のときは刑が言い渡されるだけですし、その後書記官によって作成される判決書も、有罪・無罪の結論と訴追事実の簡単な概要、有罪のときは適用される法規と言い渡された刑などを示すだけの簡素なものであり、有罪・無罪の判定についても量刑についても実質的な理由は一切示されません。

むろん、先に述べたような判決の結論に至る事実認定ないし推論の道筋、判決の実質的な理由について、詰めた評議を行い、合意を得ることが可能な人数は具体的にどれくらいと考えるかは、人によってある程度異なり得ましょう。

他方、アドホックに加わる非専門家である裁判員が、法律専門家である裁判官との関係で、主体性を発揮し、実質的に裁判に関与することができるためには、裁判員の数は裁判官の数の2倍あるいは3倍以上でなければならないというご意見もあるわけですが、その数字も、確たる根拠を有するものでは必ずしもなく、むしろ、多分に象徴的ないしはスローガンの意味合いで用いられているところがあるように私には思われます。そして、その前提として、裁判員と裁判

官とはグループとして対立・対抗する関係に立つ ― 特に、裁判官が自分達の意見を押しつけようとするのに対して、裁判員は数で対抗するしかない ― といった捉え方、あるいは、裁判員が中心ないし主役であり、裁判官はそれを補助する役割にとどまるという捉え方を、もしされているのだとしますと、先ほど述べたような審議会意見が提案する裁判員制度の基本構想とは異なる発想によるものだといわなければなりません。

そうではなく、その趣旨が、素人であり、初めて裁判員となった人が、プロの裁判官達の前で臆せずものを言うことができるようにするためには、同じような立場の人がある程度の人数いた方がよいということであるならば、それはそれで理由のないことではないと思われます。ただ、その場合も、どれくらいの人数が必要かは一概には言えず、これまでに挙げられた数字も、多分に感覚的なものでしかないように思われるのです。

以上述べたような考慮から、合議体全体の人数をあまり多数にはしないが、同時に、裁判員が意見を言いやすくするという意味で、裁判員の方が裁判官よりも若干多い構成とするのが適当ではないかと考え、裁判官3人に対し裁判員4人とする案をお示した次第です。

ただ、検討会でのこれまでの議論で裁判員の数を9人以上とするご意見であった方は、自説が採られない場合は、おそらく裁判員5ないし6人という意見を支持する方に回られるでしょうから、その場合には、5ないし6人というご意見も相当の数となります。そのことから、合議体構成員全体の数が8とか9となるのは、先ほど述べたような意味での評議の実効性の確保という観点からは、やや多過ぎるような感じもしないではありませんが、全く考えられないというものでもないと思われましたので、「ただし、検討会における議論を踏まえると、5ないし6人とすることも考えられるので、なお検討を要する。」という留保を置いたわけです。

以上が、合議体の構成についてのご説明ですが、この部分は、特に様々なご意見のあるところですので、今回お示した案をも一つの素材として、更にご議論いただければと考えております。

(3) 評決

次に、2頁の「(3) 評決」の項については、アとして「裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとする。」といたしました。これは、たたき台にA案として挙げられていたものです。

検討会における議論では、合議体の3分の2以上の特別多数決とすべきのご意見もありましたが、むしろ、このA案を相当とするご意見が大勢であったといえます。

内容的に見ましても、検討会の議論でもご指摘のあったとおり、現行の裁判所法では評決について過半数の多数決によるという制度が採用されており、この点は、裁判員制度の導入後も、裁判官のみによる裁判については維持されることになるのに、裁判員制度における評決についてのみ、これと異なる評決要件を定める合理的な根拠を見いだすのは困難だと思われます。それどころか、裁判員が加わったがために評決要件を加重するというのは、裁判員が加わって行われる判断には不安があるからより厳格にしたという意味合いすら持ちかねず、適当ではありません。そのような理由から、A案を採用することにしたものです。

合議体の3分の2以上の特別多数決とすべきという立場からは、現在の3人合議制では、過半数により評決をしても、少数説は1人にすぎないけれど、裁判員制度においては、合議体の構成員が増えることから、過半数による評決では、例えば、被告人を有罪とする多数説に対し無罪とする少数説も半数近くにのぼることがあり得るが、そのような場合でも、被告人の有罪が合理的な疑いを超えて証明されたといえるのか疑問だ、という趣旨のご指摘がありました。しかし、現行法においても、最高裁や高等裁判所の特別管轄事件では5人の合議制あるいは15人の合議制が取られています。それらの場合にも過半数が評決要件とされているのでありまして、裁判員制度においてのみ別異に扱う理由はやはりないと思われます。

(4) 対象事件:原則

次に、同じく2頁の「(4) 対象事件」の「ア 対象事件」というところでは、まず

「(ア) 原則」として、「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪(ただし、刑法第77条の罪を除く。)に係る事件」と「法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のもの」とを裁判員制度の対象事件とすることとしております。

この点について、たたき台では、対象の範囲を法定合議事件とするというA案、「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪(ただし、刑法第77条の罪を除く。)に係る事件」とするというB案、そして、「法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」とするというC案の3つの案が示されていたわけですが、今回お示したのは、このうち、B案とC案とを合わせたものです。

検討会においては、A案を支持するご意見、B案を支持するご意見、B案にC案を加えたものが相当であるとするご意見が述べられました。このうちでは、最後のB案+C案という説が多数であったといえます。

内容的に見ましても、法定合議事件の中には、文書犯罪等、実質的に見て、裁判員が入って裁判してもらうほどの意味はないものもあるというご指摘があったところであり、B案にC案を加えれば、審議会意見が裁判員制度の対象事件とすべきであるとする「国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい」事件はほぼ含まれることになると思われますので、このような案とした次第です。

(5) 対象事件：除外

次に、3頁の中ほどの「ウ 事件の性質による対象事件からの除外」という項目です。

この点で、たたき台では、一定の事件について、これを裁判員制度の対象から除外することができる制度を設けることとするというA案と、そのような制度は設けないこととするというB案が示されていたわけですが、検討会のこれまでの議論では、A案を支持するご意見が多数であったように思われます。

内容的に見ましても、裁判員となる国民に過度の負担を負わせないようにするとともに、裁判の公正さを確保するためには、ごくごく例外的な場合について、一定の事件を裁判員制度の対象から除外することはやむを得ないと思われますので、そのような除外の制度を設けるということにいたしました。

ただし、たたき台のA案で示されていた具体的な要件については、より明確なものとするべきであるのご指摘が複数の委員からありましたので、それを踏まえ、除外の要件は、「裁判員又はその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者の生活の平穩を著しく侵害する行為がなされるおそれがあることその他の事情により、裁判員に公正な判断を期待することができない状況があると認めるとき」というふうに改めることを考えてみました。たたき台のA案との具体的な違いは、

例示として挙げられていた「民心」という文言を削除したこと

同じく、例示としてあげられていた「(裁判員等を) 畏怖させてその生活の平穩を侵害する行為がなされる」とされていたところを、「(裁判員等) の生活の平穩を著しく侵害する行為がなされる」と変えたこと

「公正な判断ができないおそれがあると認めるとき」とされていたところを、「裁判員に公正な判断を期待することができない状況があると認めるとき」と変えたこと

の3点です。いずれも、裁判員制度の対象から除外する範囲を限定するとともに、その要件をより客観的で明確なものにするという趣旨によるものです。

一応そのような修正を試みてみましたが、これで先ほどのようなご指摘に十分答えるものとなっているかどうか、他の可能性をも含めて更に検討が必要と思われるので、その旨を付記した次第です。

2 「2 裁判員及び補充裁判員の選任」について

(1) 裁判員の要件

次は、3頁の下の方からはじまります「2 裁判員及び補充裁判員の選任」の項目です。

まず、「(1) 裁判員の要件」については、「裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者であって、年齢25年以上のものとする。」という案をお示ししております。

この点について、たたき台では、年齢の下限を20歳、25歳、あるいは30歳のいずれとするかという点から、A、B、Cの3案が示されていたわけですが、今回の案はそのうちのB案を採ったものです。

検討会の議論では、A案を支持するご意見、B案を支持するご意見、そして、B案又はC案というご意見などが述べられていましたが、B案又はC案というご意見を含めると、B案に賛成するご意見がおおむね大勢を占めたといえます。

審議会意見書がいうように、裁判員制度の趣旨が「裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようにする」ということにあることからしても、社会に出てある程度経験を積んだ人を裁判員とするのが適切であると思われますので、こういう案とした次第です。

(2) 欠格事由：中学卒業

次に、4頁の「(2) 欠格事由」のAの(ア)ですが、ここでは、たたき台の案と同様、「中学校を卒業しない者。ただし、中学校卒業と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。」という案をお示ししております。

検討会の議論では、この要件に代えて、「日本語を理解しない者」ということを欠格事由とすべきであるのご意見もありましたが、その趣旨は、中学校卒業という学歴の有無にかかわらず、裁判員として必要とされる学識・能力を有すれば足りる、ということであったかと思えます。たたき台の案でも、「中学校卒業と同等以上の学識を有する者」については、中学校を卒業しない者であっても欠格事由とはならないわけですから、学歴という表現から受ける印象の問題を別にすれば、結局、求められている内容は同じことになるのではないかと思います。それに、判断の基準としては、中学校卒業といったある程度客観的な基準を立てておいた方が望ましいのではないかと考え、たたき台の案を維持することといたしました。

(3) 欠格事由：心身の故障

次は、同じ項目の(ウ)ですが、「心身の故障のため裁判員の職務の遂行に支障がある者」という欠格事由を設けるということにしております。これは、たたき台でA案として示されていたものを採ったものです。

たたき台では、B案として、そのような欠格事由は設けないこととするという選択肢も掲げられており、検討会においても、そのB案を支持するご意見もあった

わけですが、むしろ、A案を支持する意見が大勢であったように思われます。

それに、B案を支持するご意見の方も、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に支障がある場合があるということは否定されていなかったわけですし、そうであるとすれば、職務の遂行に支障があると認められるのに職務を行うことができるとするのは背理であり、制度として合理性を欠くように思われますので、A案を採ることとした次第です。

(4) 就職禁止事由

次は、「(3) 就職禁止事由」というところですが、ここは、たたき台の案をそのまま維持しております。

検討会の議論では、たたき台の挙げる就職禁止事由は広過ぎるのではないかとのご意見や、職業による就職禁止の制度を設けるべきでなく辞退事由とすることによって対応すべきであるのご意見もありました。しかし、その際にも申し上げたように、たたき台の案では具体的な職業が列挙されていますけれど、そこに挙げられた個々の職業については、今後、条文化する段階で、法制的な観点等からも再度検討がなされるものと思われまして、たたき台としての性格からしても、そのような再検討が行われるであろうことは前提とされているはずで、そのような意味で、検討会では、たたき台に掲げられた一つ一つの職業につき、それを就職禁止事由とすべきかどうかということではなく、その案の基本にある――三権分立の観点から司法権の行使にかかわることが望ましくないと思われる職業、及び、非法律専門家である国民が参加することによって社会の健全な常識を裁判内容に反映させるという裁判員制度の趣旨から裁判員になることが望ましくないと思われる職業を就職禁止事由とするという――考え方の当否というところに焦点を当てて議論していただいたところです。

今回の案も、個々の職業についてそれを就職禁止事由とすることの当否を逐一検討した上で選択したものではなく、その点については、今後、条文化の作業において更に検討がなされることを前提として、むしろ基本的な考え方、方向性を示したものと理解していただければと思います。そのような観点からしますと、検討会の議論では、たたき台の基本的な考え方そのものについては、これを相当とする意見が多数を占めたといえます。そして、私なりに考えまして

も、その考え方には理由があると思われましたので、現段階の案としては、たたき台の案に従うこととしたものです。

(5) 裁判員候補者の召喚 事前の情報開示

次は、「(8) 裁判員候補者の召喚」のうち「イ 検察官及び弁護人に対する事前の情報開示」の(ア)です。7頁の1行目をご覧ください。ここでは、たたき台と同じく、「裁判官は、質問手続の日より 日前に、召喚した裁判員候補者の氏名を記載した名簿を検察官及び弁護人に送付するものとする。」としております。

検討会の議論では、たたき台の案を相当とするご意見のほか、事前の氏名の開示はあまり早く行うべきではないとのご意見も述べられていたところですが、この氏名開示の時期につきましては、実務的な見地も踏まえて、なお検討が必要であると思われましたので、たたき台の案どおり、「 日前」というふうに時期を特定しないままにしておくことにしました。

また、同じ「イ 検察官及び弁護人に対する事前の情報開示」に、新たに(ウ)をもうけ、「検察官又は弁護人は、正当な理由なく(ア)の名簿の記載内容又は質問票に対する回答内容を漏らしてはならないものとする。これに違反した者に対する罰則を設けるものとする。」という案をお示ししております。

この点について、たたき台は、(イ)の項目のただし書きとして、「ただし、同回答の写しを閲覧させることが関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認められるときは、閲覧の全部又は一部を制限することができるものとする。」というA案と、「検察官又は弁護人は、正当な理由なく質問票に対する回答内容を漏らしてはならないものとする。これに違反した者に対する罰則をもうけるものとする。」というB案の2案を挙げていました。しかし、検討会の議論では、A案を採るご意見は特にありませんでしたので、B案によることといたしました。

ただ、その内容については、若干の手直しを行いました。すなわち、たたき台のB案では、「質問票に対する回答内容」のみが守秘義務の対象とされていたのですが、事前に開示される裁判員候補者の氏名についても、同様に、正当な理由なく漏らしてはならないものとするべきだろうと思われましたので、「(ア)の名簿の記載内容」という文言を付け加えた次第です。

(6) 質問手続

次は、「(9) 質問手続」のうち「イ 質問手続」の(オ)です。8頁の上の方をご覧ください。たたき台では、「当事者は、理由付き忌避の申立てを却下する決定に対しては不服申立てをすることができるものとする。」とされておりましたが、そのうち「理由付き忌避の申立て」の部分で、「(ウ)の申立て」というふうに修正してあります。

検討会では、この点につき特段の議論はありませんでしたけれども、2つ前の(ウ)のところをご覧になればお分かりのように、理由付き忌避の申立てのほか、欠格事由や就職禁止事由、あるいは除斥事由が存在するという申立てが当事者からなされることがあり得るわけで、それらの申立が却下された場合についても、同様に不服申立を認めるべきではないかと思われましたので、このような修正を施すことを考えてみた次第です。

次に(カ)では、仮に裁判員の員数を4人とすることを前提とした場合に、当事者は、「それぞれ3人ないし4人……につき理由を示さずに忌避ができるものとする。」ただし、「補充裁判員がおかれる場合には、〔理由なし忌避ができる数はそれに〕補充裁判員の数を加えた員数とする。」としております。

この点について、たたき台では、裁判員の数自体が未定であったものですから、理由なし忌避ができる数についても空白のままにされていました。そして、これまでの検討会でも、議論していただいていたのはこなかったのですが、法案化にあたっては、その数を定めなければなりませんので、これからの段階においては、それについての基本的な考え方につきご意見をいただいていた方がよいと考えまして、その議論の素材とする趣旨で、仮に今回の案のように裁判員を4人とすることを前提とした場合に、このくらいの数とすることが考えられるのではないかという一つの案をお示した次第です。

何故3人ないし4人としたかではありますが、審議会意見書では、裁判員の選任方法につき、「選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とし、更に公平な裁判所による公正な裁判を確保できるような適切な仕組みを設けるべきである。」とされており、その「適切な仕組み」として欠格・除斥や忌避の制度が例示されているところであります。そして、これまで検討会で議論していただいた結果で

も、そのための仕組みとしては、当事者による忌避が最後のスクリーニングの方法になることが想定されているわけですが、個々の裁判員候補者について、具体的な根拠に基づき「不公平な裁判をするおそれがある」とまでいえる場合は、実際上かなり限られることになると考えられます。しかし、当事者としては、その点につき不安を持っている場合に、それを取り除き、公正だと当事者からも信頼してもらえる裁判所を構成できるようにするため、一定の範囲で、当事者が理由を示さずに忌避することを認めようというのが、理由なし忌避の制度を置く趣旨でありますから、それを行使できる数があまり少ないと意味がありません。しかし、他方、あまり多くなりますと、当事者双方がその数を行使できるわけですから、除斥等他の排除の可能性も考えますと、裁判員選任のために召喚すべき裁判員候補者の数が多くなり過ぎて、実際上の取扱いが困難になる上、アメリカなどで指摘されますように、当事者によってこの忌避が訴訟戦略的に使われるという弊害を招くおそれもあります。そのような両面の考慮から、あくまで裁判員の数を4人とすることを前提とした場合にですが、一つの目安として、当事者いずれについても、理由なし忌避の数は裁判員の員数よりやや少ないか同数の3ないし4としてはどうかというのが、今回お示した案の考え方です。これをも手がかりに、基本的な考え方につき、議論していただければと存じます。

3 「3 裁判員等の義務及び解任」について

次に、「3 裁判員等の義務及び解任」のうち、9頁の「(2) 裁判員及び補充裁判員の義務」のオです。ここでは、裁判員等の守秘義務について、たたき台と同じく、「裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあった者は、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。」という案をお示しております。

このようなたたき台の案に対し、検討会の議論でも、これを支持するご意見が多数であったといえます。もっとも、それを前提としながら、守秘義務の対象となる「評議の経過」の範囲を明確にすべきであるとのご意見もありました。しかし、その際もご指摘があったとおり、「評議の経過」という用語は、現在の裁判所法でも使用されており、それ自体は明確な内容を持った用語であると思われるので、その点については、特に変更を加えませんでした。

また、委員の中には、守秘義務の期間を限定するとともに、守秘義務の範囲を、裁判官と裁判員の個別意見の内容、評決結果及び合議体で秘密とする旨の合意をした事項に限定すべきであるとのご意見や、自己の意見を公表することは許すべきであるとのご意見の方もおられましたが、検討会での議論でもご指摘のあったように、この守秘義務は、裁判というものの信頼性や、評議において合議体の構成員が自由な意見の交換をすることができることを確保するとともに、事件関係者のプライバシーや秘密を保護するためにあるわけですから、仮に期間の経過によりそのような必要がなくなることがあるとしても、それほど短い期間ではあり得ないと思われまして、また、それがどのくらいの期間であるかは一概、一律にいうことは困難であると考えられます。また、他人のプライバシーや秘密にわたることについて、プライバシーの主体でない者が秘密とする範囲を決めるというのはおかしいことだと思います。さらに、自分の意見であっても、それは当該事件の審理や証拠から得られた情報に基づき、あるいは、合議体の他の構成員との意見交換を通じて形成されたものであり、しかも、評議の過程で述べられたものでありますから、それを対外的に公表することを許すのは評議の秘密の制度趣旨に反すると思われまして、実際、多くの元裁判員がそれぞれ自分の意見を公表すれば、評議の内容は明らかになってしまいますし、元裁判員が評議の過程で述べた意見とは異なることをそれが自分の意見であったとして公表したようなときには、誤解や紛糾を生じさせ、裁判の信頼性を損ねることにもなりかねないと思われまして、そのようなことから、今回の案とすることにした次第です。

4 「4 公判手続等」について

(1) 弁論の分離・併合

次に、10頁の「4 公判手続等」の「(3) 弁論の分離・併合」という項目では、「弁論が分離されて審判が行われた場合の刑の調整のための制度について、更に検討するものとする。」という案をお示ししております。

この点につき、たたき台では、「迅速で、裁判員に分かりやすい審理の実現という観点から、弁論の分離・併合の在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。」とされており、これに基づいて検討会において議論が行われま

した。委員の間からは、刑の調整規定を設けるべきとのご指摘があり、いくつかのアイデアも出されましたが、なかなか難問であり、解決の仕方によっては刑罰制度の在り方や裁判員制度対象事件以外の刑事事件の処理にも波及し得る問題ですので、軽々には決められないところがあり、その可否や内容など、今後更に検討することが必要であると思われます。そこで、現段階では、このような表現に留めた次第です。

(2) 証拠調べ手続等 第1回公判期日前の証人尋問

次は、「(7) 証拠調べ手続等」のうち「イ 証拠調べ等」というところです。印がたくさん並んでおりますが、12頁の上から4個目の 印の赤字の部分をご覧ください。「第1回公判期日前の裁判官による証人尋問の活用を拡充するため、刑事訴訟法第227条第1項中の『圧迫を受け』との要件を削除すること」という案をお示ししております。

たたき台では、この点は、「第1回公判期日前の裁判官による証人尋問の活用を拡充すること」とされていたのみで、具体的な対応策についての言及はありませんでしたが、検討会の議論におきまして、今回案としてお示したような方向のご意見が何人かの方々から述べられましたので、それを踏まえたものです。

(3) 判決書等

同じく、12頁の「(8) 判決書等」の「イ 裁判員の署名押印、身分の終了時期」という項目ですが、ここでは、「判決書には裁判官のみが署名押印するものとする。裁判員の身分・任務は判決宣告時に終了するものとする。」という案をお示しいたしました。これは、たたき台では、C案として挙げられていたものです。

たたき台では、このほかに、「裁判官と同様に、裁判員も判決書に署名押印することとし、署名押印時に裁判員としての身分・任務は終了するものとする」というA案と、「裁判官と同様に、裁判員も判決書に署名押印することとするが、その身分・任務は判決宣告時に終了するものとする」というB案も掲げられており、検討会の議論でも、A案を支持するご意見や、A案又はB案というご意見も

述べられましたが、C案を支持するご意見が大勢であったといえます。

裁判員が判決の形成に関与し、かつその宣告に立ち会うことによって、裁判員としての責任は実質的に果たしたといえる上、判決書等には合議体の構成員として裁判員の名前も表示されることになるでしょうから、判決書に署名をしないからといって裁判員が無責任になるとは考えにくいように思われます。それに、これも検討会でご指摘のあったように、實際上、判決の宣告後も、判決書を作成するにはある程度の時間を要することが少なくないであろうことを考えますと、判決書完成後、それに署名してもらうためだけに再度裁判所に出頭してもらうという負担を強いるのは過剰だと思われるので、C案を採ることといたしました。

5 「5 控訴審」について

次は、同じ頁の「5 控訴審」の項目です。ここでは、「現行法どおりとする。」という案をお示しております。

たたき台では、現行法どおりとするというA案のほか、主として、裁判員の加わった第一審の判決を尊重するという観点から、「控訴審では、裁判官のみで審理及び裁判を行うが、訴訟手続の法令違反、法令適用の誤り等についてのみ自判できるものとし、量刑不当及び事実誤認については自判はできないものとする」というB案、「控訴審では、裁判官のみで審理及び裁判を行い、量刑不当についても自判を認めるが、事実誤認についてのみ自判を認めないものとする」というB案、「控訴審では、裁判官のみで審理及び裁判を行うが、事実認定及び量刑不当に関する破棄理由を加重する」というC案、さらに、「控訴審においても、裁判員が審理及び裁判に関与するものとし、覆審構造とする」というD案が掲げられておりました。

検討会の議論においては、最終的にD案を採るご意見はなく、控訴審は裁判官のみで構成される裁判所がこれを担当するという共通の前提としつつ、実際の運用では第一審の判断がより尊重されることになるという含みの下にA案を支持するご意見、B案を相当とするご意見、C案を相当とするご意見、多少の量刑変更には自判を認めるが、刑種の変更や事実誤認には自判を認めないこととするべきであるというご意見などが述べられたところであります。その中

では、A案を支持するご意見が比較的多数でしたが、B案を支持するご意見も有力であったと理解しております。

検討会の場でも指摘したことですが、この問題は、結局のところ、職業裁判官のみで構成される控訴審裁判所が裁判員の加わった第一審裁判所の判決の当否を審査し、これを破棄するということ自体を認めるべきかどうか、正当化できるかどうか、ということに帰着するように思われます。そして、その点では、いま申しましたように、どなたもそのような控訴審裁判所による審査や破棄を認めるという立場に立たれるわけですので、そうである以上、現行法の規定によって例外的に控訴審で自判できるとされている場合にまで、それを禁じなければならない合理的な理由は見出しにくいように思われます。

理論的にも、先に裁判員の員数についてのご説明の中でも触れましたが、控訴審は、全く新たに証拠を調べて独自に心証を形成するというのではなく、あくまで第一審裁判所の判決を前提として、その内容に誤りがないかどうかを記録に照らして事後的に点検するという事後審査を行うだけであると位置付ければ、そのような裁判官のみで構成される控訴審裁判所による審査や破棄を正当化できるのではないかというのが、多くの委員が暗黙の前提とするところであったように思われます。そうであるとすれば、制度としては、まさに控訴審を事後審とする現行法の枠組みを裁判員制度との関係でも基本的に維持することでよく、従ってまた、第一審判決を破棄する場合にも、第一審に事件を差し戻すのが原則であるとして、控訴審裁判所が事後審としての審査のために行った記録の取調べにより、直ちに新たな判決を言い渡せる状況に立ち至っているといえるときには、現行法どおり、例外的に自判することができるとしてもよいように思われます。

そういうことから、制度としてはA案でよいとしましたが、あくまで裁判員の加わってなされた第一審の裁判を尊重するという意味から、事後審であるという控訴審本来の趣旨を運用上より徹底させることが望ましいと考え、括弧でその旨の確認を行ったものであります。

6 「6 差戻し審」について

続いて、同じ頁の「6 差戻し審」という項目ですが、ここでは、「新たな裁判

員を選任して審理及び裁判を行うものとする。その他は、現行法どおりとする。」という案をお示しております。これは、たたき台のA案を採ったものです。

たたき台では、このA案のほか、「新たな裁判員を選任して審理及び裁判を行うものとし、差戻審は、覆審構造とする。」というB案も掲げられていましたが、検討会の委員のご意見は、結局、A案とすることでほぼ一致しておりましたので、それに従いました。

7 「7 罰則」について

次に、13頁の「7 罰則」の「(2) 裁判員等の秘密漏洩罪」の項目では、たたき台と同じく、「裁判員、補充裁判員又はこれらの職にあった者が評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、年以下の懲役又は 円以下の罰金に処するものとする。」という案をお示しております。

検討会の議論では、秘密漏洩罪を設けること自体についてご異論はありませんでした。ただ、後段の「合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べ」る行為については、裁判員等であった者まで罰則の対象とするのは相当でないのご意見や、法定刑として懲役刑まで設けるのは過当だというご意見が述べられております。

このうち前者については、検討会の議論でもご指摘のあったように、判決を言い渡した裁判体の構成員であった者が、後になって、各々てんでに、あれは間違っていたとかこうすべきであったとかいった意見を表明するようなことになり、裁判の信頼性は大きく損なわれることになり、裁判制度の存立そのものにも影響を及ぼしかねないように思われます。また、その意見というものは、単なる傍観者の外から見た意見ではなく、裁判員としての任務が終了後に変化があったとしても、当該事件の審理や証拠から得られた情報を基に ― あるいは、裁判体の他の構成員との意見交換などをも通じて ― 形成された元々の自分の意見をあくまで前提にしたものでありますので、それを表明する場合に

は、自ずと裁判員在任中に知った事件の内容や評議において自分が述べた意見にも触れることになり、あるいは、それらを推認させる内容となることが多いと考えられますので、評議の秘密保持にも影響がないとはいえません。そのようなことから、たたき台の案を相当とすることにご意見に従うこととしました。

また、法定刑については、職務上知り得た秘密の漏洩を処罰する他の立法例において懲役刑が法定されていることとの整合を図る必要もあり、その観点からは、選択刑として懲役刑を設けることはあり得ることだと思われましたので、たたき台どおりの案とした次第です。

8 「8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置」について

(1) 裁判員等の個人情報の保護

次は、14頁の「8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置」です。

まず、「(1) 裁判員等の個人情報の保護」という項目では、たたき台と同じく、「ア 訴訟に関する書類であって、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名以外の個人情報が記載されたものは、これを公開しないものとする。」、「イ 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならないものとする。」という案をお示ししております。

この点に関し、検討会の議論では、裁判員の個人情報を保護すべきであるという点についての異論は特にありませんでしたが、保護の範囲について、「職業、性別、年齢等の一般的な情報は公開してよいのではないか」、「学術研究目的などの例外的な場合には公開する余地を残すべきではないか」などといったご意見が述べられました。しかし、その際もご指摘のあったところですが、例えば一定期間あるいは一定地域ごとの裁判員の属性に関する統計資料というものであればともかく、個別事件の個々の裁判員の属性に関する情報を公開することにどれほどの意味があるのか、いまひとつ理解できなかったこともあり、個人情報の保護を優先すべきだと考えて、たたき台の案どおりの案とすることにいたしました。

(2) 裁判員等に対する接触の規制

同じ頁の「(2) 裁判員等に対する接触の規制」については、アの後段部分、裁判員等であった者に対する接触の規制について、「知り得た事件の内容を公にする目的で」の部分と、「裁判員又は補充裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的で」に修正しております。

この点に関して、検討会の議論では、たたき台の内容が相当であるというご意見と、裁判員等であった者に対する事後の接触の規制は行うべきではないというご意見が述べられておりますが、前者のご意見が多数であったことから、基本的に、そのような規制を設けることとした案をお示しました。ただし、その内容については、検討会の議論でも、裁判員等であった者に対する接触の規制の趣旨をより明確にする必要があるというご指摘がありましたので、それを踏まえて、「裁判員又は補充裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的で」の接触というふうに修正を施したものです。

これも検討会でご指摘のあったように、職業上守秘義務を課される者の場合とは異なり、たまたま裁判員に選ばれていっとき裁判に関与しただけで守秘義務が課されるわけですから、そういう立場の人に必要以上の負担を負わせることがないようにするため、他の者がこれに働きかけて守秘義務を破らせ、秘密に属する事項を明らかにさせようとすることを封じるのが適切だと考えた次第です。

(3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止

最後になりますが、15頁の「(3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止」のイの部分です。

たたき台では、「 」に囲まれた部分、すなわち、「報道機関は、アの義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする。」という案が示されていたわけですが、ここでは、その点については、「報道機関において自主的なルールを策定しつつあることを踏まえ、更に検討するものとする。」という案としました。

検討会の議論では、たたき台のような定めを置くのが相当であるのご意見、報道機関の自主規制に委ねるのが相当であるのご意見、報道機関によ

る自主規制の策定状況を見た上で規定を設けるかどうかを決めるべきとのご意見などが述べられましたが、この問題は、報道の自由や国民の知る権利の保障に直接かかわる微妙かつ重要な問題でありますし、9月の検討会の場でも、報道機関による自主ルールの策定が進められている状況が報告されているところでありますので、その状況をも踏まえながら、更に慎重かつ十分な検討を行った上で結論を出すのが適切であると思われましたので、このような案とさせていただきます次第です。